

事務連絡
令和6年10月11日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

重度訪問介護等の支給決定事務に関するQ&Aについて

平素より障害福祉行政にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

重度訪問介護等に関して照会が寄せられた内容につきまして、別添のとおり重度訪問介護等の支給決定事務に関するQ&Aを作成しましたので、送付いたします。

各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

(問1)

訪問サービス係（内線3116）※①について

企画法令係（内線3046）※②について

(問2)

訪問サービス係（内線3116）

重度訪問介護等の支給決定事務に関するQ & A

Q 1　国外旅行や海外研修において、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用は可能か。

A　障害福祉サービスの支給決定は、市町村において個々のケースに応じて判断されるものであるが、国外旅行や海外研修においても、①かつ②の場合は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を利用することが可能である。

①国内での旅行や研修と同様に、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」にあたらず、外泊先において移動の援護等を必要とする場合であって、外出時における移動中の介護等として利用する場合（※）。

②国外旅行や海外研修が1年未満の場合。これは、原則として、申請者である障害者の居住地の市町村が支給決定を行うこととされているが、海外渡航の期間が転出届の提出が不要である1年未満の場合であれば、海外渡航前の市町村が引き続き居住地として支給決定を行うことができるためである。

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）において、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」以外の外出時における移動中の介護等を行った場合には、報酬上、算定できるものとされている。

（参考）「社会通念上適切でない」外出について

市町村は、障害者の障害支援区分、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者等が置かれている環境、障害者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して介護給付費等の支給決定要否を決定することとされているが、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっては、例えば、飲食店の利用の場合であれば、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不適当と判断するがないようにするなど、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的な内容等の事項を勘案して行われたい。

Q 2 重度訪問介護の 15%加算の対象者（重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合にある者）には、バイパップ（鼻マスク）使用者は含まれるのか。

A 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 1) において、お示ししたとおり、重度訪問介護の 15%加算の対象者にバイパップ（鼻マスク）使用者は含まれる。

(参考) 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 1)

【重度障害者等包括支援】

問5 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、これまでの「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」を「人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」に変更した意図はどのようなものか。

(答) バイパップ（鼻マスク）使用者については、気管切開していないものの症状が進行し、発語が困難になることにより、従業者がその意思を読み取ることが極めて困難になるなど支援の困難性が高いことから、重度障害者等包括支援の対象拡大を図るものである。

また、これに伴い、重度訪問介護における 15%加算についても、バイパップ（鼻マスク）使用者へ対象拡大を図るものである。